

公立大学法人富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県立大学（以下「本学」という。）において、教育・研究環境や学生支援の一層の充実に図るとともに、県内外の企業の情報を学生へ効果的に発信するため、企業広告デジタルサイネージ設置運営業務事業者を募集します。

2 業務の内容

別紙「富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務仕様書」のとおり

3 設置場所

(1) 設置場所

施設名称	所在地	設置場所	営業時間	休業日	施設貸付料 (1㎡あたり年額、税抜き)
食堂	射水市黒河 5180	厚生棟 1 階 食堂内	11:00～14:00 (営業日は 18:00 まで学 生向けに開錠されてい ます)	土、日、祝日、 夏季休暇等	5,600 円

※ デジタルサイネージの運営に支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。
また、設置場所の壁面等に電灯スイッチや換気用ハンドル等がないか、事前に確認の
うえ、支障がないように設置してください。

※ 営業時間、休業日は本学行事、運営状況等により変動する可能性があります。

(2) 貸付料等

機器の設置及び運用に必要な全ての費用(施設の貸付料のほか、設置、保守、撤去費用、
光熱費、通信費等)は実施事業者が負担すること。

(3) 現地確認について

- ① 食堂は開錠時間内であれば自由に現地確認していただくことが可能です。
- ② 現地確認をされる場合は、食堂の営業の妨げとならないよう十分に注意してくだ
さい。
- ③ 食堂の平面図は、別紙「食堂 1F 平面図」をご確認ください。

4 応募資格要件

次の条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

- (2) 国公立大学でのデジタルサイネージ機器の設置、保守及び撤去並びに同機器を利用した広告運用（企画、募集、内部審査、コンテンツ作成・表示・管理等）の類似実績を持ち、業務を実施できる企業等であること。
- (3) メンテナンス及び緊急時、障害発生時に対応するため、富山県内に支店又は営業所があり、技術者を派遣できる体制を持つこと。
- (4) 北陸3県（富山県・石川県・福井県）以外に拠点を持つ企業の広告募集・放映が可能であること。（北陸3県に偏った広告内容とならないこと。）
- (5) 対面又はオンラインによる打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (6) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きを適正に行えること。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

5 参加手続

(1) 参加申し込み

プロポーザルに参加を予定する方は参加申込書(様式第1号)を以下メールアドレスへ電子メールで提出すること。（提出の際は、電話で到達を確認すること。）

件名は「富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運營業務応募申込」としてください。

E-mail: kikaku@pu-toyama.ac.jp TEL: 0766-56-7500（代表） 内線 1232

(2) 受付期間

令和7年9月5日(金)午後5時まで

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、令和7年9月22日(月)午後5時までに辞退届(様式任意)を提出してください。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第2号)を以下メールアドレスへ電子メールで提出すること。(その他の方法による質問は受け付けない。また提出の際は、電話で到達を確認すること。)

E-mail: kikaku@pu-toyama.ac.jp TEL: 0766-56-7500(代表) 内線 1232

(2) 受付期間

令和7年9月5日(金)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年9月12日(金)までに、すべての参加者に電子メールにて送付します。

7 提出書類等

(1) 提出期限及び提出場所

① 提出期限

令和7年9月30日(火)午後5時まで

② 提出先

富山県立大学事務局経営企画課企画・広報グループ

TEL: 0766-56-7500(代表) 内線: 1232

E-mail: kikaku@pu-toyama.ac.jp

③ 提出方法

電子メールで提出すること。

データの提出に当たっては、企画提案者が利用する大容量ファイルサービス等を利用して送信することとし、提出期限内必着とする。

(提出の際は、電話で到達を確認すること。)

④ 提出書類の取扱い

- ・提出されたすべての書類は返却しません。
- ・提出後の差替え、追加、削除等は認めません。
- ・提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(2) 提出書類

以下の書類をA4判で提出すること。(提出方法は6-(1)を参照すること。)

① 企画提案書

※別紙「富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務に係る公募型プロポーザル審査基準」の評価項目を全て記載すること。

※提案に当たっては、以下の点をご留意ください。

1. 別紙「富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務仕様書」を参照の上、提案すること。
2. 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めません。

② 設置するデジタルサイネージの規格

※寸法、重量、消費電力等が確認できるものとする。

③ デジタルサイネージの設置図面

④ 実施スケジュール

⑤ 事業実施体制

⑥ 会社概要

⑦ 官公庁及び大学法人、民間等における主な実施実績

⑧ 広告掲載料の見積書(消費税込)

※本学へ支払う広告掲載料の見積金額(年額)を記載すること。

8 審査方法、審査基準等

(1) 契約候補者の選定

提出された企画提案書等に基づき書面審査し、業務の実施に適切な者を契約候補者として選定します。なお、書面審査において、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

※ 概算見積書の金額が高い提案を行った者を第一義的に選定するものではないことにご留意ください。

(2) 契約候補者の決定方法

- ① 審査委員が最も多く1位(最高得点)に評価した参加事業者を契約候補者とする。
- ② ①において1位に評価した審査委員が同数であった場合、該当事業者に最も高い点数と最も低い点数を付けた審査委員以外の点数を足し上げ高い者を契約候補者とする。
- ③ ②において同数であった場合は、全審査委員の評価点を足し上げ高い者を契約候補者とする。

(3) 審査基準

別紙「富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり。

(4) 審査結果

審査結果については、後日、全参加者に対し、書面で採否のみ通知します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じません。

(5) 失格要件

次に掲げる提案は無効とします。

ア 所定の日時、場所において提出すべき資料を提出しなかった場合

イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

9 契約の締結等

(1) 設置事業者に決定された方は、本学が別途定める期日までに、公立大学法人富山県立大学施設等貸付要領第5条に基づき、別紙「富山県立大学施設等貸付申請書」を提出して貸付許可を受けるとともに、設置運營業務契約を締結してください。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置事業者の負担とします。

(3) 契約は申込者名義で行います。

10 その他

(1) 企画提案は、参加業者1社につき1案とします。

(2) 本プロポーザルへの参加、企画提案に関するすべての費用は参加者の負担とします。

なお、提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

(4) この要領の内容に不明点がある場合には、富山県立大学担当者の指示に従うものとします。

11 スケジュール

令和7年8月8日(金) 公告

9月5日(金) 参加申込期限

質問書提出期限

9月12日(金) 質問書回答

22日(月) 参加辞退期限

30日(火) 企画提案書提出期限

10月上旬頃 審査結果通知

1 2 問合せ先

富山県立大学事務局経営企画課企画・広報グループ

住所 富山県射水市黒河 5180 番地

電話 0766-56-7500（代表） 内線 1232

FAX 0766-56-6182

E-mail kikaku@pu-toyama.ac.jp

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

富山県立大学事務局経営企画課企画・広報グループ あて
(Mail: kikaku@pu-toyama.ac.jp)

富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務
に係る公募型プロポーザル参加申込書

富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり参加を申し込みます。

所在地	
会社名	
代表者名	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

※ 令和 7 年 9 月 5 日（金）17:00 までに電子メールで送付してください。
あわせて、必ずお電話で到達をご確認ください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

富山県立大学経営企画課企画・広報グループ 行

会社名

代表者

(担当者)

電話

FAX

E-mail

質 問 書

富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務のプロポーザルに関し、次の項目について質問いたします。

質 問 事 項

※令和7年9月5日（金）17：00 必着

（必ず電話にて着信を確認してください。）

富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運營業務
仕 様 書

1 目的

富山県立大学(以下「本学」という。))において、教育・研究環境や学生支援の一層の充実を図るため、本学資産を活用した財源の確保を図るとともに、学生へ求人や学内情報等を効果的に配信するため、企業広告デジタルサイネージ設置運營業務事業者を募集します。

2 業務名

富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運營業務

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

※業務開始後、最長5年間は1年単位で契約を更新できるものとする。

4 業務の内容

- (1) 本学にデジタルサイネージ機器を設置し、外部企業の宣伝広告を表示する。
- (2) 外部企業の宣伝広告について、広告掲載企業の募集活動を行う。
- (3) 外部企業の宣伝広告をデザインする。
- (4) 上記広告で得られた収入の一部を広告掲載料金として本学に納める。
- (5) (4)のほか、実施業務に必要な全ての費用(施設の貸付料、設置、保守、撤去費用、光熱費、通信費等)は実施事業者が負担する。
- (6) 本学の依頼に基づき学生・教職員向け案内を表示する。
- (7) 契約期間中のデジタルサイネージ機器の保守を行う。
- (8) その他、デジタルサイネージの設置運営に係る業務を行う。

5 機器設置の条件

- (1) デジタルサイネージ機器の設置は、本学が設置業者に対し、建物の一部を貸付けする方法により行う。貸付けに係る使用料は、本学規程に基づき算出した額とし、本学が指定する期限までに全額納入すること。
- (2) デジタルサイネージ機器の設置及び運用、撤去に要する工事費等の費用は、全て設置事業者が負担すること。なお、光熱費は、設置事業者において計量機器(専用メーター)を設置し、それにより本学が算出した実費を、本学が指定する期限までに全額納入すること。

- (3) 事業の実施に必要なネットワーク環境、LAN 等は、事業者の責任において設置すること。また、それらの維持管理及び通信に係る費用は事業者が負担すること。
- (4) デジタルサイネージ機器の設置に当たっては、通行の妨げにならないよう十分なスペースを確保すること。また、設置場所の営業の妨げにならないよう留意すること。
- (5) デジタルサイネージ機器の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転落防止対策を行うこと。また、設置後は安全面に問題がないか定期的に確認すること。
- (6) 契約期間中は、次の事項を遵守すること。
 - ① 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
 - ② デジタルサイネージ機器を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
 - ③ デジタルサイネージ機器の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 機器設置業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を本学に請求することはできない。

6 広告の掲載について

- (1) 本学「公立大学法人富山県立大学広告掲載規程」及び「公立大学法人富山県立大学広告掲載基準」を遵守した広告のみ表示できるものとする。
- (2) 広告を表示する時間のみデジタルサイネージ機器が稼働するよう、タイマー機能などでデジタルサイネージ機器を自動で起動及び停止ができること。

7 成果物の納品

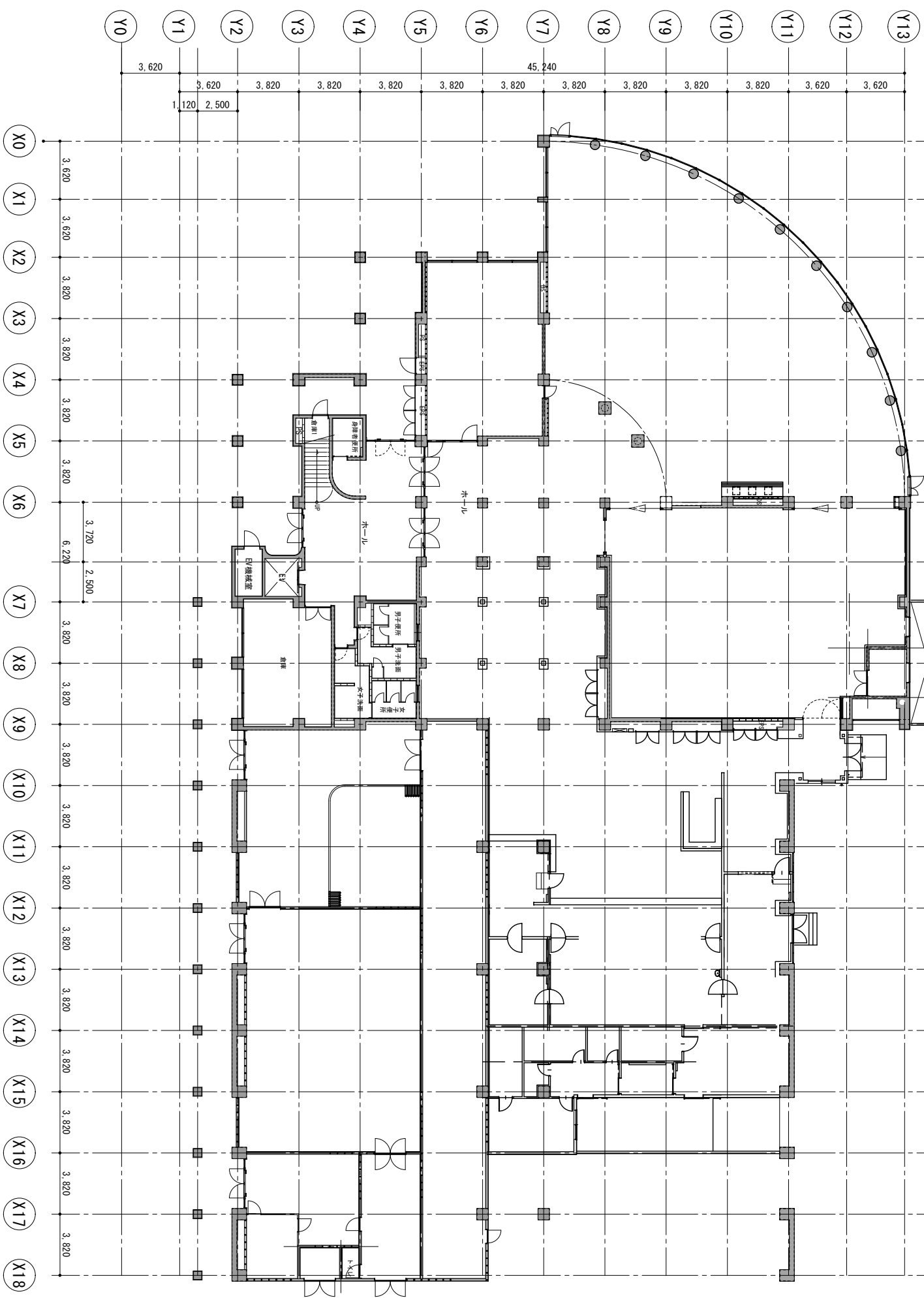
- (1) 本学からの依頼に基づき作成した表示用画像等の成果物は、校了次第速やかに電子データ(png、PDF 等)を納品すること。
- (2) 成果物に関する著作権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本学が保有するものとする。

- (3) 成果物については、原則として本学が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上やむを得ず、著作権等を本学に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県立大学経営企画課に申し入れを行い、了承を得ること。本学に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、本学と協議すること。

8 その他

- (1) 事業者は、事業全体の詳細な工程表を速やかに作成し、本学と協議すること。
- (2) 事業者は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。なお、広告審査に当たっては、事業者による内部審査を行わなければならない。また、最終的な広告表示の可否については、本学が審査・決定する。
- (3) 事業者は、運用上想定される万一の事故・障害発生に備え、設置工事から事業終了までの期間、対人対物保険等に参加し、デジタルサイネージ機器に起因する事故が発生した場合は、事業者の責任において、適切に対応すること。
- (4) 本事業に係る全ての費用は、事業者にて負担するものとし、この仕様書に定めのない事項については、事業者と本学が必要に応じて協議するものとする。

食堂平面图



**富山県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務
に係る公募型プロポーザル審査基準**

評価項目	評価基準	配点
事業目的の理解度	本業務の趣旨を理解し、実施方法や期待される効果などについて適切かつ具体的に企画提案されているか。	5
機器の設置	設置する機器の寸法、消費電力等が示されているか。また、設置時に業務や通行の妨げにならないスペースを確保でき、転落防止対策が十分に示されているか。	10
広告の募集・審査	放映する広告の募集、審査方法・体制が明確に示されているか。	15
コンテンツの作成	本学が学生・教職員向けに情報を掲載することが可能であり、大学の連絡体制の強化に資する内容であるか。また、掲載コンテンツの作成から画像等表示までの体制が提案されているか。	15
広告料	本学へ支払う広告掲載料について、財源の確保に資する提案であるか。	30
実績	過去に類似事業の実施実績はあるか	5
スケジュール・実施体制	業務を円滑に実施できる体制が整っているか。また、スケジュールについても具体的かつ現実的な提案となっているか。	10
その他	上記以外に本学に資する有用な提案がなされているか。	10
合 計		100